



環境だより

VOL.
27

2020. 9. 1 編集／発行
唐津市 生活環境対策課 電話 0955-72-9175

家庭でできる省エネ術

年間**最大5万円**の節約が可能！？
家庭で実践することで、
環境にも家計にも嬉しい効果が！

掲載記事一覧

- やってみよう「家庭の省エネ実践集」
- 屋外焼却はやめましょう！
- 「無許可」の回収業者を利用しないでください！

環境にも、お財布にもやさしく **省エネ**

やってみよう！

家庭の省エネ実践集

照明器具

電球形蛍光灯に取り替える 約2,270円／年節約
電球形LEDランプに取り替える 約2,430円／年節約

エアコン

夏の冷房時の室温は28℃に設定する 約820円／年節約
冬の暖房時の室温は20℃に設定する 約1,430円／年節約
フィルターを月に1～2回清掃する 約860円／年節約

ガス・石油ファンヒーター

室温を20℃に設定する 約1,470円／年節約（ガスファンヒーターの場合）
約650円／年節約（石油ファンヒーターの場合）
必要な時だけつける 約2,380円／年節約（ガスファンヒーターの場合）
約1,130円／年節約（石油ファンヒーターの場合）

電気カーペット

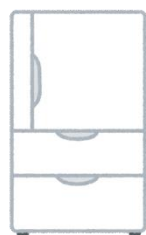
設定温度を「強」から「中」にする 約5,020円／年節約

テレビ

見ないときは消す 約450円／年節約（液晶テレビの場合）
画面の明るさを適度にする 約1,530円／年節約（液晶テレビの場合）

冷蔵庫

モノを詰め込みすぎない 約1,180円／年節約
設定温度を「強」から「中」にする 約1,670円／年節約
壁から適切な間隔で設置する 約1,220円／年節約



電子レンジ

意外な省エネ

野菜の下ごしらえに電子レンジを利用する

「ガスコンロ」の代わりに「電子レンジ」を利用して処理したときの節約額

- 葉菜類（ほうれん草、キャベツ）の場合 約1,140円／年節約
- 根菜類（ジャガイモ、里芋）の場合 約1,120円／年節約
- 果菜類（ブロッコリー、カボチャ）の場合 約1,230円／年節約



電気ポット

長時間使用しないときはプラグを抜く 約2,900円／年節約

※2.2ℓのポットに1ℓのお湯を「6時間保温状態」した場合と「プラグを抜いて6時間後に再沸騰」した場合の比較



食器洗い乾燥機

意外な省エネ

「手洗い」の代わりに「食器洗い乾燥機」を利用して処理したときの節約額
約8,870円／年節約



自動車

ふんわりアクセル「eスタート」 約10,030円／年節約
加速・減速の少ない運転 約3,510円／年節約
アイドリングストップ 約2,080円／年節約



ここにある10項目の「省エネ節約術」に取り組むと

トータルで年間 約5万円もお得！！

年間CO₂排出量、年間原油換算使用量が大幅に減って、地球にもやさしいよ！

引用文献

経済産業省 資源エネルギー庁（2017）「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬」,
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/more/img/home-ecology.pdf
金額換算係数 [資源エネルギー庁（2017）「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬」準拠]

電気 27円/kWh, ガス 180円/m³, 灯油 64円/ℓ, ガソリン 120円/ℓ, 水道 228円/m³

本トピックのデータは一般財団法人 省エネルギーセンターの実測値を使用しています。

ご使用の機器、居住地域、住宅などにより数値に変化が出ることをご了承ください。



屋外焼却はやめましょう！

最近、近所で「ごみ」が燃やされているため
「煙たくて窓が開けられない」「洗濯物に臭いがつく」
「呼吸器疾患なのでどうかしてほしい」など
『屋外焼却』についての「相談」が増えています！



○「屋外焼却」（野焼き）は法律で禁止されています

禁止項目の例

- ・ 樹脂類、油脂類、布、紙、草の焼却
- ・ ばい煙や悪臭の原因となる木材の焼却
- ・ 「ダイオキシン類」や「有害物質」発生の原因となる廃棄物の焼却
- ・ その他、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすモノの焼却

○「ごみ」は「ルール」にしたがって処分しましょう！

【家庭から出るごみ】

ごみの種類ごとに分別し、市指定の「ごみ袋」に入れて「指定された日」に地区の「ごみ集積所」へ出してください。

【事業所から出るごみ】

許可業者に処理を委託するか、事業者自ら「唐津市清掃センター」に直接搬入してください。

※ 産業廃棄物は除きます！



「無許可」の回収業者を利用しないでください！

Q1. 「無許可」の回収業者とは何ですか？

A1. ご家庭の廃棄物を、唐津市の一般廃棄物処理業の許可や委託を受けずに、「無許可」で回収している業者のことです。



無許可の回収業者には
以下のような例があります。

- ★町中を大音量で巡回
- ★空き地で回収
- ★インターネットで広告
- ★ちらしを配布

Q2. なぜ「無許可」の廃棄物回収業者に処分を依頼してはいけないのですか？

A2. 廃棄物を無許可の回収業者に引き渡すと、
法を守った適正な処理が確認できないからです。

無許可の回収業者によって**不法投棄**や**不適正処理**
された事例や、**高額な処理料金を請求**された事例
が報告されています！！

